

危害予防規程の追加事項について

経済産業省令第61号(平成30年11月14日公布)により、
東京都内の**第一種製造者**は危害予防規程に定める事項として**大規模地震対策**
が追加になりました。これにより危害予防規程を変更したときは、変更の届出が
必要です。

施行期日: 令和元年9月1日

(経過措置期間: 令和2年8月31日まで)

追加事項: 大規模な地震に係る防災及び減災に関すること。

関係規則: 一般高圧ガス保安規則第63条第2項第7号

液化石油ガス保安規則第61条第2項第7号

冷凍保安規則第35条第2項第7号

参考URL(外部サイト)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2018/11/201811141000.html

大規模な地震に係る防災及び減災対策に関する事項を整理しました。この項目を参考に、各事業所の実状や実態に則した危害予防規程とするよう、各事業所で必要な見直しを行った上で、必要があれば変更(危害予防規程の変更の届出)をしてください。

① 地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立

- ・ 事業所所在地周辺で発生が想定される主な大規模地震に関する情報収集
- ・ 地震等発生時における行動基準の策定
- ・ 事業所の緊急時の防災体制と役割等の周知徹底

② 緊急措置訓練、避難訓練等の実施

- ・ 地震発生時における情報周知訓練、製造装置の緊急停止措置訓練
- ・ 地震発生時における避難訓練、避難完了確認訓練、安否確認訓練
- ・ 関係事業所、行政機関(警察、消防)、近隣住民等と連携を想定した防災訓練、避難訓練

③ 事業所内避難場所での食料・必需品の確保確認

- ・ 事業所敷地内に避難場所を設けた場合の食料や必需品の確保状況等の確認
- ・ 消費期限等に伴う食料等の更新

④ その他必要な教育訓練等の実施

- ・ ②に示す訓練の他、次のような訓練を行う
- ・ 事業所の被災状況の関係行政機関(警察、消防、自治体)への通報訓練
- ・ 事業所の被災状況の近隣住民への情報周知訓練
- ・ 地震や津波の終息後における製造装置の被害状況確認訓練
- ・ 保安に係る設備等に関する作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置